

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応方針について

標記対応方針について、下記のとおり報告する。

1 現状と課題

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応については、密接・密集による罹患やクラスター化を防ぐことが重要であり、それには、可能な限り多くの避難所を開設し、区民等の避難スペースの確保や感染拡大防止対策が不可欠である。

国においては、災害時における避難所の感染症対策として可能な限り多くの避難所を開設し、必要な感染対策を施すよう自治体に求めている。（※1）

現状、区の避難関連施設は、指定避難所（※2）のほか、避難所未指定の私立学校やホテルなどが帰宅困難者の一時滞在施設や小災害発生時の避難者の受入施設として計画されており、避難所として活用が見込める新たな施設確保は困難な状況である。

こうしたことを踏まえ、区における対応としては、既存避難所における避難スペースの拡大に向けた活用の工夫や極力避難所の避難者数を減らすこと、必要かつ適切な感染拡大防止対策を施す等の対応が求められている。

※1 国通知（令和2年4月1日付 府政防第779号、消防災第63号、健感初0401第1号）
「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」

※2 指定避難所
水害時避難所…区地域防災計画に規定する水害時避難所（区民活動センター、学校及びすこやか福祉センター）
避難所……………区地域防災計画に規定する避難所（学校及びすこやか福祉センター）

2 対応方針について

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応を図るため、下記方針のもと、具体的な取組について、施設管理者や関係機関等との協議等を図りつつ、速やかに検討・整備を進め、台風到来や震災の発生に向け着実な対応を図っていく。

(1) 避難所の密接・密集回避に向けた対応方針

ア 風水害においては、区民活動センターに加え、学校及びすこやか福祉センターを災害初期から開設するなど、通常より多くの避難所の確保を図っていく。

なお、区における災害対策本部態勢として当初から第一次非常配備態勢とするなど必要な体制の整備を図っていく。

イ 避難所の設置・運営にあたり、体育館はもとより校舎の一部活用も含め、避難者一人あたりの面積を広く確保していく。

ウ 避難行動について、可能な限りでの在宅避難や親戚・友人宅への避難などを推奨するなど、避難所の避難者数を出来るだけ少なくするような広報・周知を図っていく。

(2) 避難所における感染防止に向けた対応方針

- ア 避難所の感染防止対策を確実かつ円滑に推進するため、下記イ～オを盛り込んだ避難所運営マニュアルの整備を進め、適切な避難所運営に資する。
- イ 避難所への非接触型体温計の配備を進め、避難者受入れ時や避難生活中の検温など健康状態を適切に管理していく。
- ウ 接触感染や飛沫感染を防止・抑制するため、発熱など感染の疑いのある方と健康な方の避難スペースや動線を区分するなどの対策を講じていく。
- エ 感染疑いある方の生活支援を行う区職員の防疫装備（手袋、マスクなど）を配備していく。
- オ 全ての避難者や避難所運営担当者の感染対策として、咳エチケットの徹底をはじめ、マスクの着用、手指消毒の徹底、施設の定期的な消毒などの対応を図っていく。

(3) 資機材等の配備強化

- ア 一時避難所（区民活動センター）については、区民の一時避難・滞在に必要な毛布や食料品などの資材を台風到来等出水期前に配備しておく。
- イ 避難所の資機材は、区地域防災計画に基づき、既存の震災用備蓄物資を活用する。
- ウ 避難所の感染症対策に係る必要な資機材については、上記に加え、適宜内容や数量を見直し、必要数を確保していく。

3 その他

- (1) 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応については、新たな知見や必要な見直し・改善を踏まえ、今後改定予定である地域防災計画に反映していく。
- (2) 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応方針（イメージ）については、別添のとおり。

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応方針（イメージ）

ステップ1（計画）

ステップ2（事前対応）

ステップ3（発災時）

区民周知関係

○ハザードマップの充実

- 1 内容の充実
 - 2 外国語版の作成
英語、韓国語、中国語（簡体字、繁体字）
- ※ 8月配布予定

○在宅避難、親族・友人宅への避難推奨

- 在宅避難等を推奨することで、区民が避難方法を見直し、避難の分散により避難所の密集を防ぐ。
- 震災・風水害時の避難所の違いなどを周知

○開設する避難所の周知

- 避難所の物資配備状況の周知
自己準備などの推奨
- ペット同行避難に係わる周知
- 車両避難廃止に係わる周知

避難所運営

○避難所の確保（可能な限り多くの避難所を確保）

- 1 震災時
全ての避難所
 - 2 風水害時
・一時避難所（区民活動センター）
・水害時避難所の一部（公立学校・すこやか）
- ※体育館はもとより、校舎の一部活用も含め避難者一人あたりの面積を広く確保していく。

○避難所物資の整備

- 1 震災時
震災用備蓄として防疫用物資を配備する。
- 2 風水害時
震災用備蓄物資を活用
※一時避難所には、新たに毛布、食料、水を配備する（令和2年度）。

○避難所運営人員の確保

- 1 震災時
震災時第一次非常配備態勢
- 2 風水害時
風水害時第一次非常配備態勢

防疫体制の整備

○避難所運営マニュアルの策定

- （避難スペースの確保、感染症対策の追記等）
- 1 避難者の受付について
 - 2 避難者の健康把握について
 - 3 避難所におけるソーシャルディスタンスの確保
 - 4 発熱者等の生活空間・動線のゾーニング
 - 5 発熱者等の生活支援、支援担当者の防疫態勢
 - 6 施設の消毒、防疫用品の廃棄 など

○整備する防疫用物資

- 1 N95 マスク、ゴーグルなど
- 2 マスク（全避難者分）
- 3 手指消毒液
- 4 施設消毒液
- 5 手袋
- 6 非接触型体温計

○避難所の運営

- 1 受入れ時の検温
- 2 発熱者などの生活空間・動線のゾーニング
- 3 避難者の健康管理
- 4 施設消毒
- 5 保健所・医療機関との連携

検討継続事項

○地域防災計画の見直し

- 感染症対策、避難所における感染拡大防止
- 避難所運営マニュアルの見直し・改善
- 指定避難所以外の避難所の検討
（避難所として活用可能な施設等検討）

○その他必要物資の検討

- 1 仕切り（間仕切り、室内テントなど）
- 2 段ボールベット など